

《「米子市情報公開条例」及び「米子市個人情報保護条例」の主な改正点》

米子市情報公開条例の主な改正点

1 紙文書の公開方法の変更に係る改正

(1) 改正内容

現在、情報公開制度における紙文書の公開方法のうち、紙文書の写しを交付する場合、コピー機によりコピーしたものを交付する方法をとっています。

これに加え、紙文書をスキャナで読み取り電磁的記録に変換（PDF化）し光ディスク（CD-R又はDVD-R）に保存したものを交付する方法を、新たに採用することとします。

(2) 理由

現在、情報公開制度において紙文書の写しを交付する場合、コピー機によりコピーしたものを交付しています。

これに対し、近年、紙文書をスキャナで読み取り電磁的記録に変換し光ディスクに保存したものを交付して欲しいと、市民のかたから要望されるようになりました。

県内では、鳥取県及び倉吉市がこのような公開方法を実施しています。また、国の行政機関においても、同様の公開方法を実施しています。そこで、本市においても、公文書の公開方法の1つとして、紙文書を電磁的記録に変換し光ディスクに保存したものを交付することとします。

2 電磁的記録の公開方法の変更に係る改正

(1) 改正内容

現在、情報公開制度における電磁的記録の公開方法は、【表1】のとおり定められています（米子市情報公開条例第14条第2項及び米子市情報公開条例施行規則第5条）。しかし、この定めは旧米子市における情報公開制度開始当初（平成12年4月）から1度も変更されておらず、現状を踏まえた見直しを図る必要があると考えます。

【表1】 現行の電磁的記録の公開方法

| 電磁的記録の区分 | 公開方法 |
|-----------------|---|
| 1 録音テープ及びビデオテープ | 視聴 |
| 2 1の項を除く電磁的記録 | ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧又は視聴のうち、市長が適当と認める方法 |

そこで、電磁的記録の公開について、今後は次のア及びイの公開方法を追加する

こととします（【表2】参照）。

ア 電磁的記録のうち用紙に出力することができるものの公開について、用紙に出力したものの交付ができることとします。

イ 電磁的記録のうち光ディスクに保存することができるもの（音声データ及び動画データを除く。）の公開について、光ディスクに複製したものの交付ができることとします。

【表2】改正後の電磁的記録の公開方法

| 電磁的記録の区分 | 公開方法 |
|------------------------------|----------------------------|
| 1 録音テープに記録されているもの又は音声ファイル | 専用機器により再生したものの聴取 |
| 2 ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル | 専用機器により再生したものの視聴 |
| 3 電磁的記録（1の項又は2の項に該当するものを除く。） | ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧 |
| | 用紙に出力したもの又は光ディスクに複製したものの交付 |

(2) 理由

本市において、公文書に該当する電磁的記録として想定されるものは、録音テープ、ビデオテープのほか、情報システムに記録されている音声ファイル及び動画ファイル、専用システムで使用しているなど原本性のあるデータファイルです。

現在、これらの電磁的記録の公開方法は、閲覧又は視聴に限られており、写しの交付は認められていません。

しかし、電磁的記録の公開方法に新たに写しの交付を加えることは、市民サービスの向上を図ることになります。よって、今後は、電磁的記録のうち用紙に出力することができるものについては、その出力した用紙を電磁的記録の写しとして交付することができることとし、電磁的記録のうち光ディスクに保存することができるもの（音声データ及び動画データを除く。）については、光ディスクに複製したものを交付することができることとします。

なお、音声又は動画に係る電磁的記録については、従来から、当該音声又は動画に個人の声、容貌などの情報が含まれていることを配慮し、公開方法を聴取又は視聴に限定していたところです。聴取し、又は視聴した場合、音声又は動画の利用はその場限りとなりますが、光ディスクに保存して交付した場合、後にその音声又は動画が流布され、又は加工され悪用されることもあり得ます。したがって、音声又は動画に係る電磁的記録については、これに含まれる個人に係る情報を保護する観

点から、従来どおり聴取又は視聴により公開することとします。

3 公開請求者の費用負担の変更に係る改正

(1) 改正内容

現在、情報公開制度において公開請求者に交付する公文書の写しの作成及び送付（以下「作成等」という。）に要する費用については、公開請求者が負担することとされています（米子市情報公開条例第15条第3項）。これは、受益者負担の考え方から、公開請求者から公文書の写しの作成等に係る実費を徴収することとするものです。

公文書の写しの作成等に係る実費として、公開請求者が負担する費用は、【表3】のとおり定められています（米子市情報公開条例施行規則第7条第1項）。そのため、紙文書を電磁的記録に変換し光ディスクに保存して交付する場合（上記1）及び電磁的記録の写しを交付する場合（上記2）の費用負担についても検討する必要があります。

【表3】 現行の公開請求者が負担する写しの作成等に要する費用の額

| 写しの種類 | 費用の額 |
|-----------------------|---------------|
| 1 モノクロ複写機による複写 | 1枚につき10円 |
| 2 カラー複写機による複写 | 1枚につき20円 |
| 3 電磁的記録、フィルムその他の媒体の複製 | 当該複製に要する費用の実額 |
| 4 送付 | 当該送付に要する費用の実額 |

そこで、写しの作成に要する費用については、今後は人件費も含めた手数料として【表4】のとおり徴収することとします。

なお、閲覧、聴取又は視聴については、従来どおり無料とし、写しの送付に要する費用（郵送料）については、従来どおり実費として徴収します。

また、現在、写しの作成等に要する費用とは別に市外居住者等から徴収することとしている手数料（公開1件につき350円）については、従来どおり徴収します。

【表4】 改正後の写しの作成に係る手数料

| 公文書の種別 | 写しの種類 | | 手数料の額（後述(4)) |
|-----------------------------|-------------------------------------|-------|---|
| 1 文書、図画又は写真（2の項に該当するものを除く。） | (1) 複写機により用紙に複写したもの | モノクロ | 用紙1枚につき10円 |
| | | カラー | 用紙1枚につき20円 |
| | (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写した | CD-R | CD-R1枚につき100円に、当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額 |
| | | DVD-R | DVD-R1枚につき120円 |

| | | | |
|--|------------------|-------|--|
| | もの | | 円に、当該文書、図面又は写真1枚ごとに10円を加えた額 |
| 2 電磁的記録 | (1) 用紙に出力したもの | モノクロ | 用紙1枚につき10円 |
| | | カラー | 用紙1枚につき20円 |
| | (2) 光ディスクに複写したもの | CD-R | CD-R1枚につき100円に、当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額 |
| | | DVD-R | DVD-R1枚につき120円に、当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額 |
| 備考 | | | |
| <p>1 1の項(1)及び2の項(1)の場合において、用紙の両面に複写されたものについては、片面を1枚として算定する。</p> <p>2 1の項(1)及び2の項(1)の場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。</p> | | | |

(2) 理由

現在、紙文書の写しをコピー機によるコピーで作成した場合、実費として1枚10円（カラー20円）を公開請求者から徴収しています。この実費は、用紙代等の消耗品費、備品等の減価償却費等を勘案し設定されています。紙文書を電磁的記録に変換し光ディスクに保存して交付する場合、最低限の実費として考えられるのは光ディスク代であり、その額は、CD-R1枚につき100円、DVD-R1枚につき120円が妥当であると考えますが、これをそのまま公開請求者から徴収すべき費用の額とすることには問題があります。

例えば、CD-Rの記憶容量は700MBであり、A4白黒の紙文書1枚のPDFを60KB程度として計算すると、最大約11,600枚の紙文書の写しを1枚のCD-Rに保存することが可能となります。つまり、11,600枚の紙文書の写しの交付に当たり、CD-Rの場合は100円、コピーの場合は11万6千円が実費となることとなります。

情報の公開という観点からすると、紙文書の写しがコピーであろうとPDFであろうと、情報の内容は変わりません。それにも関わらず、費用徴収を実費とした場合、CD-Rを再生する環境を持ちCD-Rによる公開を求める人と、そうではなくコピーによる公開を求める人との間で、費用負担に係る多大な格差が生じる可能

性があります。

また、本市の職員がスキャナを使用し紙文書を電磁的記録に変換する場合には複合コピー機を用いていることから、紙文書を電磁的記録に変換する作業はコピーを取る作業と大差がなく、さらに光ディスクに書き込みをする作業が加わるにも関わらず、現在、公開請求者が負担すべきとしている実費には人件費が加味されません。しかし、情報公開制度の運用には相当の労力と費用を要することから、受益者負担の考え方のもと、人件費についても公開請求者に相応の負担を求めるべきであると考えます。

以上のことから、写しに要する費用について、今後は人件費を加味した額を公開請求者から徴収することとします。また、その費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定（「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」）に基づき、手数料として徴収することとします。

(3) 手数料の額の算出根拠

【表4】に掲げた手数料の額の算出根拠は以下のとおりです。

ア 文書、図画又は写真を複写機により用紙に複写したもの（用紙1枚につきモノクロ10円、カラー20円）

現行の情報公開制度においてその額が周知され、市民の理解も得られていることから、現在の実費と同額とする。

なお、この額は、米子市行政不服審査法施行条例第2条第1項に定める提出書類等を複写したものの交付に係る手数料の額と同額である。

《参考》米子市行政不服審査法施行条例第2条第1項

行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、同条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付に係る当該用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

イ 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R又はDVD-R）に複写したもの（CD-R1枚につき100円又はDVD-R1枚につき120円に、当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額）

①の額に光ディスクの枚数を乗じた額と、②の額に紙文書の枚数を乗じた額とを、合算した額とする。

① 光ディスク代

……CD-R 1枚につき100円又はDVD-R 1枚につき120円

実際の購入金額による。

② 複合コピー機の使用料及び人件費……紙文書1枚当たり10円

紙文書1枚当たりの額として、次のAとBとの合算により算出した。

A+B=10円

A 複合コピー機の使用料……0円

複合コピー機の使用料は、基本料金とコピー枚数による加算料金で算出されており、スキャナの使用に係る費用は無料であるため、0円とする。

B 人件費……10円

I 1時間当たりの人件費(※1) 2,032円

II 紙文書100枚当たりの事務処理時間(※2) 30分

(内訳) i 紙文書の抜き出し作業 1分

ii スキャン作業 17分

iii 紙文書の綴り込み作業 1分

iv スキャンしたデータの専用パソコンへの移動作業
1分

v 光ディスクへのデータの書き込み作業 5分

vi 書き込み済み光ディスクの内容確認作業 5分

III 紙文書1枚当たりの人件費

2,032円÷60分×30分÷100枚=10.16円

→10円

(注) ※1…正規職員の給料月額を基準に算出したもの。

※2…公開対象文書の探索、公開・非公開の審査及び非公開部分の処理に掛かる時間は、IIの事務処理時間に含めていない。

ウ 電磁的記録を用紙に出力したもの(用紙1枚につきモノクロ10円、カラー20円)

用紙代、トナー代、プリンタに係る減価償却費、人件費等を考慮すると、コピー機によるコピーと同程度と考えられる。よって、上記アと同額とする。

なお、この額は、米子市行政不服審査法施行条例第2条第1項に定める提出書類等を複写したものの交付に係る手数料の額と同額である。(上記ア参

照)

エ 電磁的記録を光ディスク（CD-R又はDVD-R）に複写したもの（CD-R 1枚につき100円又はDVD-R 1枚につき120円に、当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額）

| |
|---|
| ①の額に光ディスクの枚数を乗じた額と、②の額に電磁的記録のファイルの数を乗じた額とを、合算した額とする。 |
| ① 光ディスク代 |
| ……CD-R 1枚につき100円又はDVD-R 1枚につき120円 実際の購入金額による。 |
| ② 人件費……1ファイル当たり130円 |
| I 1時間当たりの人件費（※1） 2,032円 |
| II 1ファイル当たりの事務処理時間（※2） 4分 (内訳) i ファイルデータの専用パソコンへの移動作業 1分 ii 光ディスクへのデータの書き込み作業 2分 iii 書き込み済み光ディスクの内容確認作業 1分 |
| III 1ファイル当たりの人件費 2,032円÷60分×4分=135.47円→130円 (10円未満切り捨て) |
| (注) ※1…正規職員の給料月額を基準に算出したもの。 ※2…公開対象文書の探索、公開・非公開の審査及び非公開部分の処理に掛かる時間は、IIの事務処理時間に含めていない。 |

なお、国の行政機関における情報公開制度における開示実施手数料と比較すると、上記ア、イ及びウの手数料の額は、国とほぼ同じですが、上記エの手数料の額は、国より安くなっています（【表5】参照）。

【表5】国の行政機関の開示実施手数料（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 別表（抜粋））

| 行政文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|----------|--|---|
| 1 文書又は図画 | ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円 (A2判については40円、A1判については80円) |
| | ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 | 用紙1枚につき20円 (A2判については140円、A1判について |

| | | |
|---|--|---------------------------------|
| | | は180円) |
| | ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額 |
| | チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額 |
| 7 電磁的記録 (録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ、ビデオディスク又は映画フィルムを除く) | ハ 用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円 |
| | ニ 用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| | ヘ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ト 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 |

4 その他の改正

上記1から3までの改正に併せ、次の改正を行うこととします。

- (1) 公文書の公開方法は、実施機関が保有する機器又は電子計算システムにより実施

することができる方法に限ることとします。

現在、公文書の写しとして電磁的記録、フィルムその他の媒体を複製したものを交付する場合には、公開請求者から当該複製に要する費用の実額を徴収することとしています（【表3】参照）。例えば、実施機関で複製することができない媒体については外部機関に委託して複製し、当該委託に係る経費を実費として公開請求者に負担していただくこととなるため、その額を事前に定めることはできません。そのため、**上記3**により、公開請求者の費用負担について、その額まで手数料として米子市情報公開条例に定めることに併せ、公文書の公開方法は、実施機関が保有する機器又は電子計算システムにより実施することができる方法に限ることとします。

なお、これまで本市において、電磁的記録、フィルムその他の媒体を外部機関に委託して複製したものを公文書の写しとして交付した実績はありません。

- (2) 公文書の写しを交付する場合、その交付部数を公開請求1件につき1部とする規定を設けます。

現在も、公文書の写しを交付する際には公開請求1件につき1部を交付していますが、条例に明文化した規定はありません。そこで、これを米子市情報公開条例において明文化することとします。

- (3) 公開請求者が負担する手数料及び費用は、公文書の写しの交付又は送付を受ける前に納付する規定を設けます。

現在も、公開請求者が負担する手数料及び費用は、公文書の写しの交付又は送付を行う前に徴収していますが、条例に明文化した規定はありません。そこで、これを米子市情報公開条例において明文化することとします。

米子市個人情報保護条例の主な改正点

現在、米子市個人情報保護条例の規定により保有個人情報の開示を実施する場合、保有個人情報の開示方法と写しの交付に係る費用の額については、情報公開制度において公文書の公開を実施する場合と同様にしています（米子市個人情報保護条例第20条第2項及び米子市個人情報保護条例施行規則第9条第1項）。これは、保有個人情報が公文書に記録されているものであることから、その開示方法等を情報公開制度における公文書の公開方法等とそろえることが合理的であるという考えによるものです。

そこで、このたびの米子市情報公開条例の改正により公文書の公開方法や写しの交付に係る費用の額を変更するに当たり、保有個人情報の開示方法等についてもこれと同様に変更するため、米子市個人情報保護条例を改正することとします。